

改正浄化槽水質基準 省令案



6月15日に中央環境審議会・リサイクル部会の浄化槽専門委員会の第2回会合が開かれ、改正浄化槽法に基づく環境省令案の審議が開始されました。

環境省が提示した省令案では、浄化槽の放流水の技術上の基準について、BOD20mg/L以下、あるいは除去率90%以上としました。この基準は、来年2月1日の改正法施行以降の新設浄化槽に適用するもので、既存、及び下水道処理区域内のいわゆる見なし浄化槽には適用されません。既設の浄化槽については、第11条法定検査の際に判定項目、検査結果を踏まえた判定基準を検討する方針となります。

一方、窒素・リンについては、現状の浄化槽によって窒素・リンがどの程度除去されているのか等について知見がないため、詳細に調査をする必要があるとして、先送りする方針です。

今回の浄化槽法改正では「公共用水域の水質保全」を目的規定に盛り込んでいますので、今後の早急な対応が望まれています。

また、上記以外にも7条検査時期、廃止届出等に関する事項も審議され、設置後最初の法定検査となる第7条法定検査については、浄化槽の機能安定化が短縮されていることなどを踏まえて、使用開始後3～8ヶ月としています。

今回のように放流基準など浄化槽法改正に関する情報が得られましたら随時お知らせ致します。

資料:2005年6月22日付 環境新聞

生活環境箇所 清水圭介

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817
URL : www.knights.co.jp

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

